

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月25日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

**香川県人事委員会規則第8号**

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第3節 扶養手当の支給</p> <p>第10条の5 <u>条例第8条第1項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、条例第3条第1項第2号に規定する公安職給料表（以下「公安職給料表」という。）の適用を受ける職員であってその職務の級が9級であるものうち、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号。以下「期末勤勉規則」という。）別表第一の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が100分の25又は100分の20である職員とする。</u></p> <p>第10条の6 <u>条例第8条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員であってその職務の級が8級又は9級であるものうち、期末勤勉規則別表第一の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が100分の15又は100分の10であるもの</u></p> <p><u>(2) 条例第3条第1項第4号アに規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員であってその職務の級が4級であるものうち、期末勤勉規則別表第一の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が100分の15又は100分の10であるもの</u></p> <p><u>(3) 条例第3条第1項第5号に規定する大学教育職給料表の適用を受ける職員であってその職務の級が4級であるものうち、期末勤勉規則別表第一の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が100分の15又は100分の10であるもの</u></p> <p>第11条 略</p>	<p style="text-align: center;">第3節 扶養手当の支給</p> <p>第11条 略</p>

第1号様式 (第11条関係)

扶養親族届

所屬長印		職員の給与に関する条第9条第1項の規定に基づき届け出ます。		年 月 日受理	
証明書 通称付		年 月 日提出		所 属 コ ー ド	
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 1 扶養親族の発生又は増加 <input type="checkbox"/> 2 扶養親族の減少又は消滅		所 属 職 氏 名		職 員 番 号	
今回届出に係る扶養親族		配 偶 者		人	
氏 名 続 柄 年 齢 生 年 月 日	同 居 別 居 年 収 額 異 動 年 月 日 異 動 理 由	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子			人
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫			人
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫			人
		60歳以上の父母・祖父母			人
		心身に著しい障害がある者			人
		加算対象となる子の数			人
		異動日付(支給の初期、終期等)	年 月 日		
		上記のとおり認定する。			
		扶 養			

第1号様式 (第11条関係)

扶養親族届

所屬長印		職員の給与に関する条第9条第1項の規定に基づき届け出ます。		年 月 日受理	
証明書 通称付		年 月 日提出		所 属 コ ー ド	
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 1 扶養親族の発生又は増加(配偶者口有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 2 扶養親族の減少又は消滅 <input type="checkbox"/> 3 扶養親族でない配偶者の消滅(年 月 日消滅) <input type="checkbox"/> 4 扶養親族でない配偶者の発生(年 月 日発生)		所 属 職 氏 名		職 員 番 号	
今回届出に係る扶養親族		配 偶 者		人	
氏 名 続 柄 年 齢 生 年 月 日	同 居 別 居 年 収 額 異 動 年 月 日 異 動 理 由	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子			人
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫			人
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫			人
		60歳以上の父母・祖父母			人
		心身に著しい障害がある者			人
		加算対象となる子の数			人
		異動日付(支給の初期、終期等)	年 月 日		
		上記のとおり認定する。			
		扶 養			

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。